

第16表 個別事件数

(件)

年次	区分	前年繰越件数	新規件数	係属件数	終結件数
H13-26			449	451	448
27		1	24	25	24
28		1	22	23	21
29		2	18	20	17
30		3	21	24	23
31・元年		1	36	37	32
<b>R 2</b>		<b>5</b>	<b>29</b>	<b>34</b>	<b>33</b>
<b>計</b>			<b>599</b>		<b>598</b>

令和2年における係属事件は34件(前年繰越事件5件、新規事件29件)で、このうち33件が終結し、1件が翌年に繰り越された。

なお、平成13年10月の制度運用開始以降、令和2年までの各年の新規事件の累計件数は599件となった。

第17表 申請者の労使別、雇用形態別、申請経路別件数

(件)

年次	区分	申請 総件数	申請者		雇用形態				申請経路		
			労働者	使用者	正社員	契約社員	パート労働	その他	振興局	直接	その他
H13-26		449	447	2	258	77	107	7	146	90	213(32)
27		24	23	1	15	2	6	1		6	18(11)
28		22	21	1	15	2	5			10	12(1)
29		18	17	1	11	3	3	1		4	14(0)
30		21	20	1	11	6		4		3	18(0)
31・元年		36	36		26	2	6	2		3	33(13)
<b>R 2</b>		<b>29</b>	<b>26</b>	<b>3</b>	<b>15</b>	<b>3</b>	<b>8</b>	<b>3</b>		<b>19</b>	<b>10(3)</b>

(注) 申請経路の「その他」欄の括弧書きは社会保険労務士を介した申請件数で内数。

新規事件29件の申請者区分をみると、26件が「労働者」からの申請であり、3件が「使用者」からの申請であった。また、あっせん事件の当事者となった労働者の雇用形態をみると、「正社員」が15件で、全体の50%以上を占めた。

申請経路をみると、申請者が「直接」申請したものが19件、「その他」が10件であった。また、「その他」のうち、3件が社会保険労務士を介した申請であった。